

## 意見提出者

所属(会社名・団体名等)(※1)	NGN IPoE 協議会
氏名(※2)	会長 石田 慶樹
住所(※2)	〒105-0012 東京都港区芝大門二丁目1番16号 MFビルB1階(株式会社イーサイド内)
連絡先	連絡担当者氏名:NGN IPoE 協議会 事務局 電話:03-6435-8789 e-mail: contact@ipoe-c.jp

※1 個人の場合は「個人」と御記入ください。

※2 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を御記入ください。

## 意見提出フォーマット

検討・実施に当たっての基本的な考え方及び進め方について	
総論	<p>・そもそもアクセス抑止方策を検討する前に、海賊版サイトおよびその運営者などを処罰する方策を検討すべきで、その方策実現に最大限努力してもある程度時間がかかると見込まれるだろうことを鑑みて、「暫定的方策として」アクセス抑止を検討すると位置付けるべきと考える。</p> <p>・したがって通信の秘密を冒すあるいはアクセスの自由(さらには言論の自由)を冒すようなアクセス抑止策は、仮に止むを得ず導入するにしても、期限・条件付きとしてその条件が揃えば撤廃し、恒久化しないことを前提とすべきと考える。</p>
論点1: アクセス抑止方策の検討に際しては、インターネット上の海賊版の現状について関係者の共通認識のもとで議論を進めるべきではないか。	<p>(左記論点に対する意見)</p> <p>本論点については強く同意する。</p> <p>インターネット上で海賊版の流通が普遍的に行われるべきでないことは当然である。その上で、海賊版流通の背景やそれによる影響・被害、さらに海賊版の流通を抑止するために行う様々な方策とそれに掛かる法的課題や技術的問題について、検証可能な証拠・データに基づいた共通の認識の基盤の上で議論を進めるべきと考える。</p>

<p>論点2:</p> <p>インターネットの特徴や役割を踏まえて、あるべきネットワークの姿は何かを考慮しつつ議論を進めるべきではないか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p> <p>本論点については強く同意する。</p> <p>インターネットの自律分散および協調による民間主導により発展してきたという特徴と、自由な情報流通のための基盤という役割を踏まえて議論を行うべきと考える。</p> <p>また、インターネットの発展の中で、様々な役割の分担が発生しているなかで、それぞれのステークホルダーの果たしている役割について敬意を払い、特定のステークホルダーのみに負担が集中するような方向性は避けるべきであると考ええる。</p>
<p>論点3:</p> <p>具体的な方策の検討に当たっては、海賊版サイトにアクセスするユーザにとどまらず、多くのネットユーザにも影響があり得ることから、幅広いユーザの声に耳を傾け、ユーザの理解を十分に得て進めることが必要ではないか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p> <p>本論点に強く賛同する。</p> <p>特に、これまでの関連する研究会やタスクフォースの一部で見られたような、ユーザの大半をあたかも著作権侵害の加害者であるとの前提での議論は行われるべきではないと考える。</p>
<p>論点4:</p> <p>アクセス抑止方策の実際の導入に向けた詳細調整・実施は、民間部門において主体的・主導的に進められるべきではないか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p> <p>本論点に強く賛同する。</p> <p>そもそも論として、総論でも述べたようにアクセス抑止方式の導入の是非も議論すべきと考えるが、仮に導入する場合には、民間部門が主体となって進めるべきと考える。ただし、民間主体であっても実施する事業者のためのガイドラインを作成も想定すべきであると考ええる。</p>
<p><b>アクセス警告方式の実現に向けた検討課題</b></p>	
<p>論点5:</p> <p>アクセス警告方式を何のために行うのか、どのような意味を持つのか等、実施の前提について議論すべきではないか。ユーザによる海賊版コンテンツのダウンロード行為が違法か違法でないかによって、違いがあるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p> <p>専門家による十分な議論が必要である。</p>

<p>論点6: アクセス警告方式にはどのようなメリット・効果があると考えられるか。論点9: アクセス警告方式の導入及び実施のためのコストについて、どのように考えるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p> <p>専門家による十分な議論が必要であり、社会科学的視点や心理学的な視点も加味すべきと考える。</p>
<p>論点7: アクセス警告方式の実施の前提としての法的整理に関し、個別の同意が必要か、あるいは、包括同意で足りると整理することが可能か。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p> <p>専門家による十分な議論が必要であり、特に消費者の視点と法的な視点を加えるべきと考える。</p>
<p>論点8: アクセス警告方式に関する技術的な課題はあるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p> <p>そもそも論として、アクセス警告方式については、実施された場合の外部仕様のみが共有されている状況であり、その実装方法については事業者の中でも共通の土台がある状況とは言えないと認識している。実装方法については複数の形態があり得るため、アクセス警告方式そのものの技術的な課題、およびそれぞれの方法での技術的な課題の検討が必要である。</p>
<p>論点9: アクセス警告方式の導入及び実施のためのコストについて、どのように考えるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p> <p>アクセス警告方式導入のためのコストについては、初期コストおよび運用コストのそれぞれについての規模感およびコスト負担の在り方を検討すべきと考える。</p> <p>また、コストだけではなく導入のための体制とそれに要する時間、および実施のための体制についても、個々の事業者が主体となるのかそれとも事業者の共同体といった別の形態があり得るのかを検討すべしと考える。</p>

<p>論点 10:</p> <p>その他、導入に当たって、法的・技術的課題以外に検討すべき事項はあるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p> <p>アクセス警告方式の導入及び実施に至った場合には、そのアクセス警告方式の実施により事業者が取得し得る通信履歴についての管理基準等や、そもそも論として通信履歴取得の是非も含めて議論すべきと考える。</p>
<b>その他アクセスを効果的に抑制するための方策に係る検討</b>	
<p>論点 11:</p> <p>端末側での対応策にはどのようなメリット・効果があると考えられるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p>
<p>論点 12:</p> <p>フィルタリング等の端末側での対応策はどのような方法が考えられるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p>
<p>論点 13:</p> <p>端末側での対応策はどのような技術的課題があるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p>
<p>論点 14:</p> <p>端末側での対応策の導入及び実施のためのコストについて、どのように考えるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p>
<p>論点 15:</p> <p>その他、端末側での対応策の導入に当たって、法的・技術的課題以外に検討すべき事項はあるか。</p>	<p>(左記論点に対する意見)</p> <p>端末側として PC、タブレット、スマートフォンとそ の上で動作しているアプリケーションだけではなく、ブロードバンドルータ(CPE)も含め、それらの 実装者も検討に参加すべきではないかと考 える。</p>